

# 容積率、建蔽率

## 出題概要

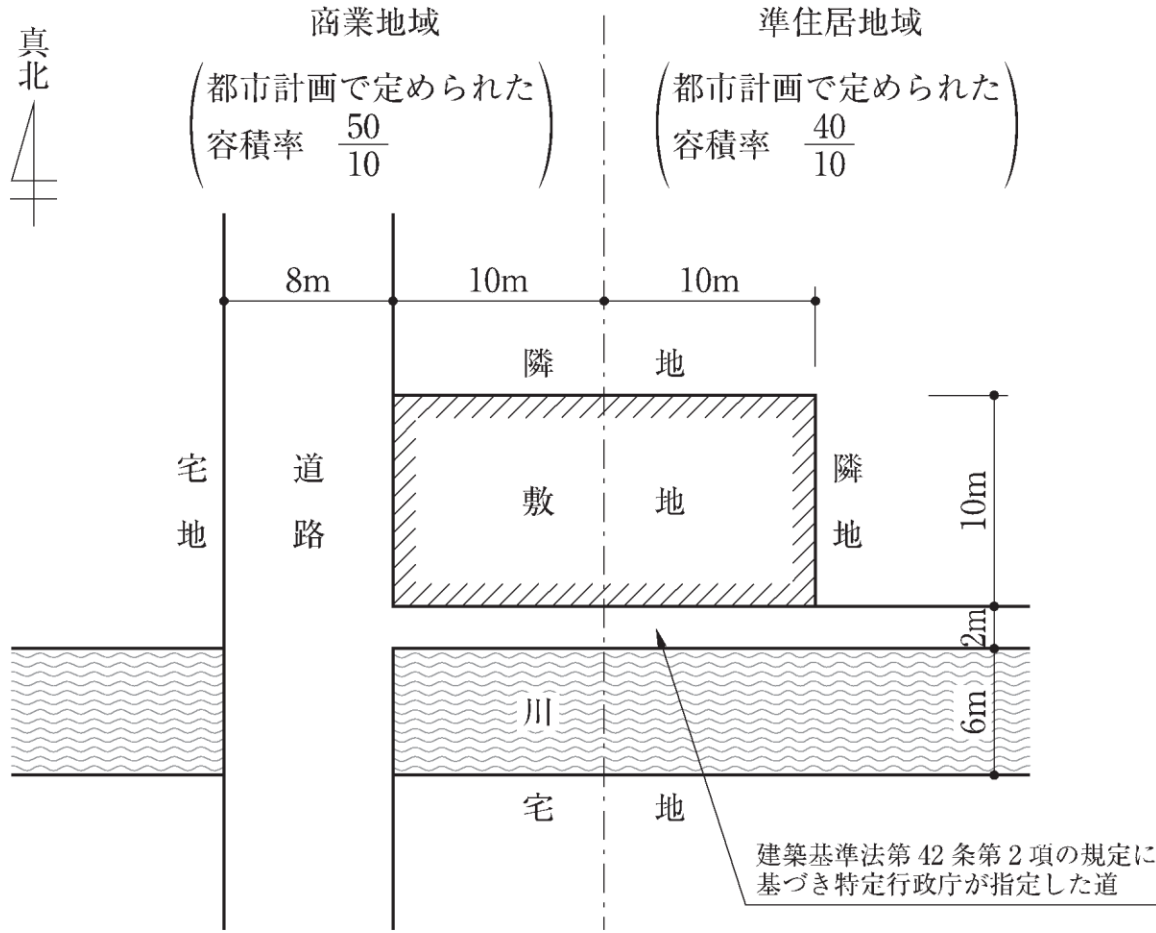
・No16は、容積率、建蔽率に関連する出題が多い

### 第4節 建築物の敷地及び構造

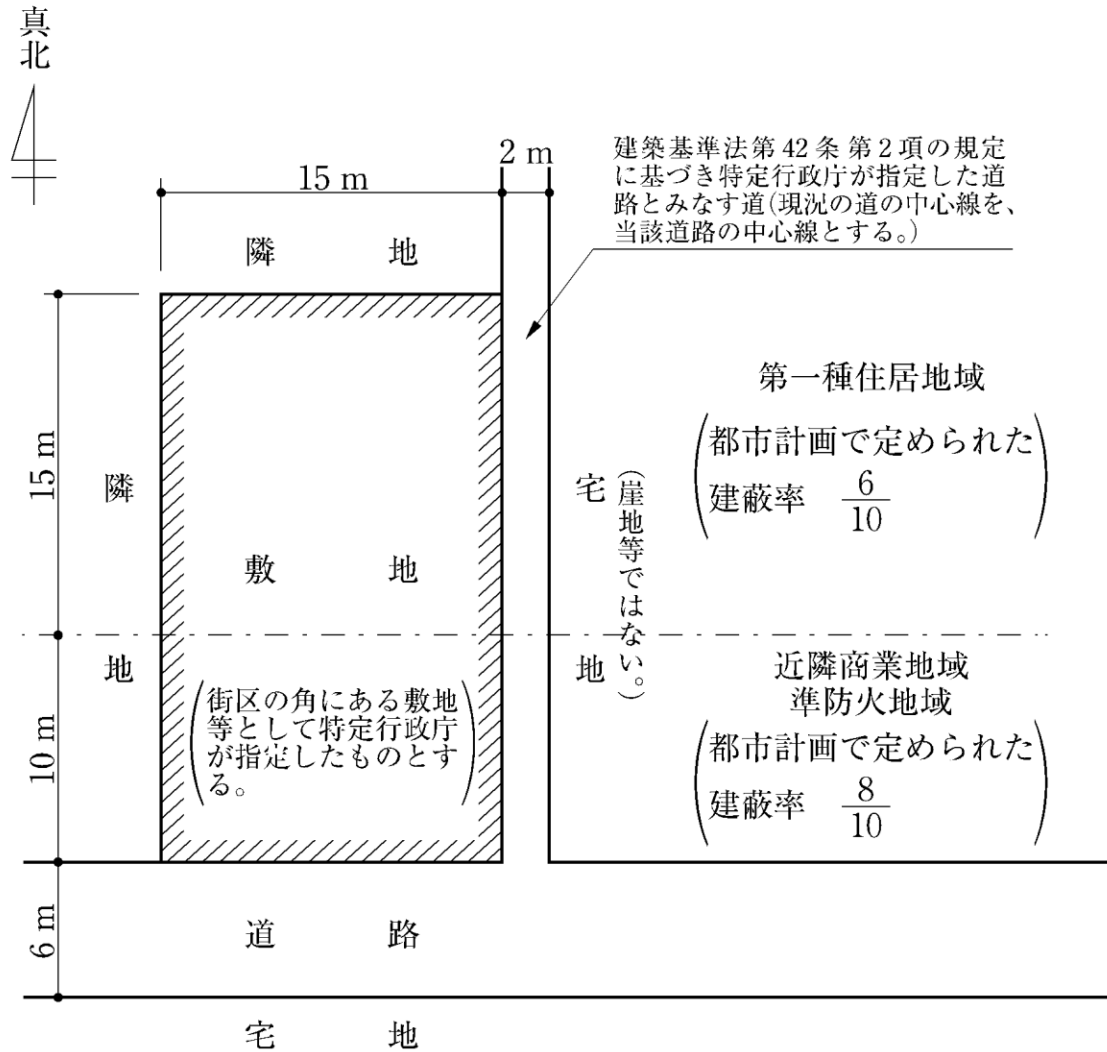
- ・法52条(容積率)
  - ・令135条の18(容積率の制限について全面道路の幅員に加算する数値)
- ・法53条(建蔽率)

〔N○. 16〕 図のような敷地において、建築基準法上、新築することができる建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積の最大のもの、次のうちどれか。ただし、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定、許可等は考慮しないものとする。1. 640 m<sup>2</sup> 2. 720 m<sup>2</sup> 3. 800 m<sup>2</sup> 4. 810 m<sup>2</sup>

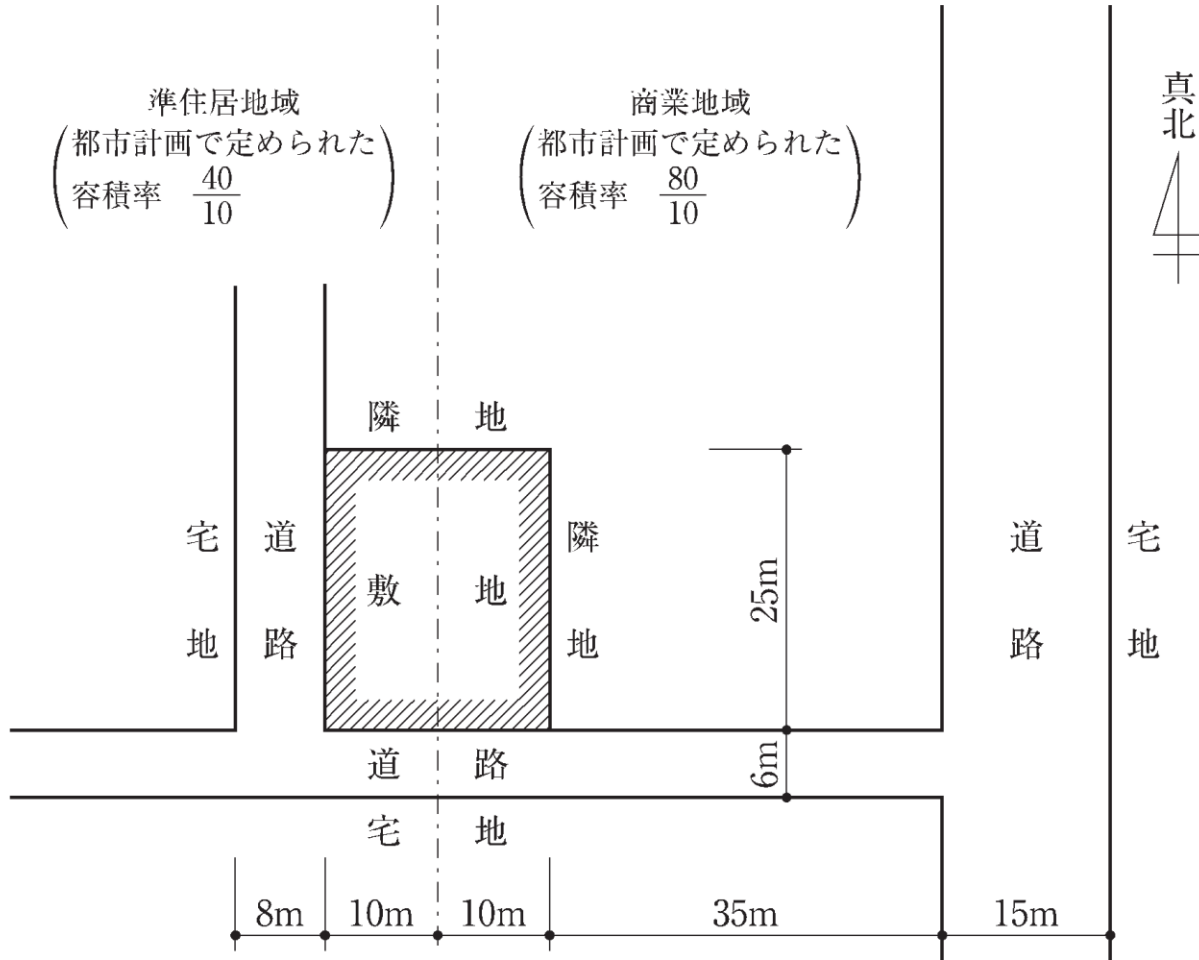
→ 法52条第2項 法42条第2項



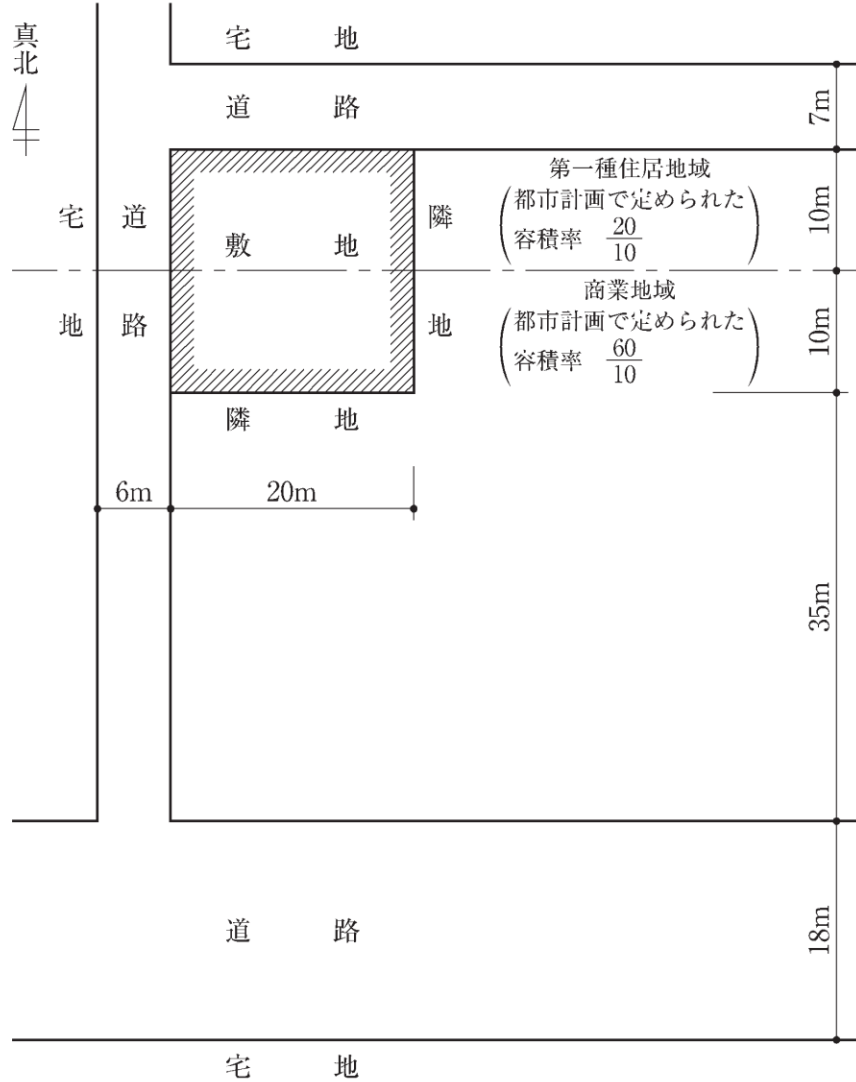
[No. 16] 図のような敷地において、準耐火建築物を新築する場合、建築基準法上、建築することができる建築面積の最大のもものは、次のうちどれか。ただし、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定、許可等は考慮しないものとする。 1. 238.0 m<sup>2</sup>      2. 273.0 m<sup>2</sup>      3. 292.5 m<sup>2</sup>      4. 308.0 m<sup>2</sup>



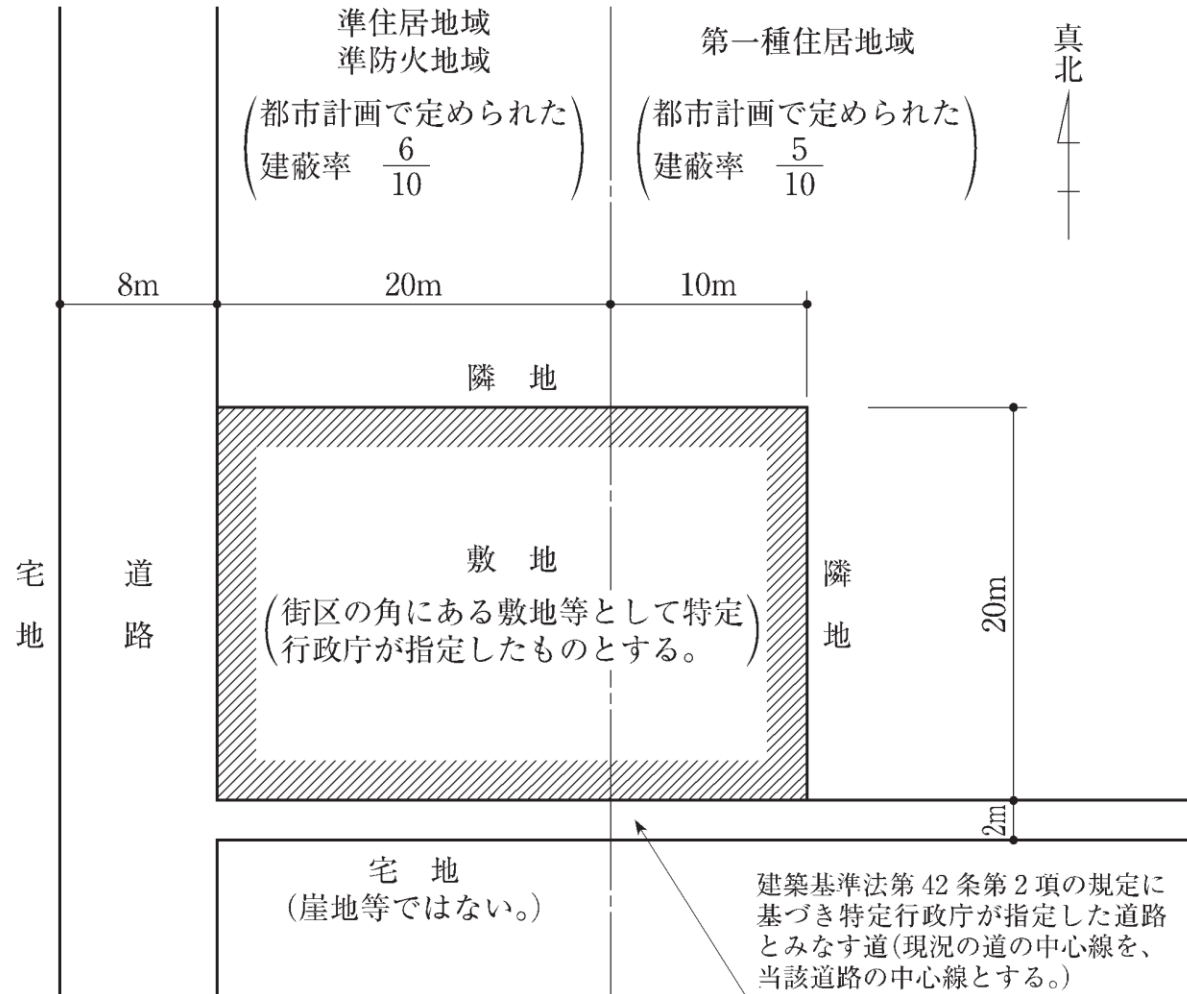
[No. 17] 図のような敷地において、建築基準法上、新築することができる建築物の容積率(同法第52条に規定する容積率)の最高限度は、次のうちどれか。ただし、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定、許可等は考慮しないものとする。 1. 30/10 2. 40/10 3. 45/10 4. 53/0



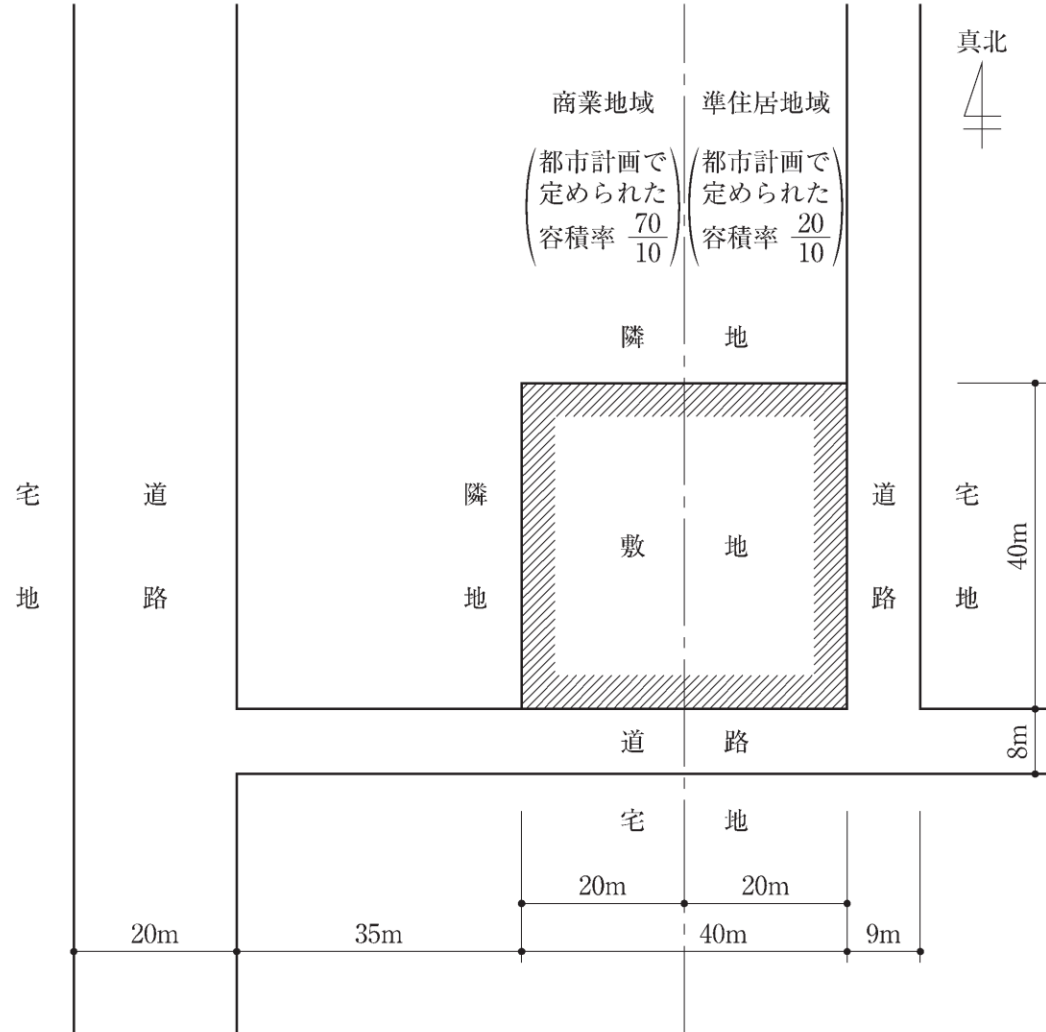
[No. 17] 図のような敷地において、建築基準法上、新築することができる建築物の容積率(同法 第 52 条に規定する容積率)の最高限度は、次のうちどれか。ただし、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定、許可等は考慮しないものとする。 1. 28/10 2. 31/10 3. 37/10 4. 40/10



[No. 16] 図のような敷地において、準耐火建築物を新築する場合、建築基準法上、建築することができる建築面積の最大のものは、次のうちどれか。ただし、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定、許可等は考慮しないものとする。 1. 323 m<sup>2</sup> 2. 380 m<sup>2</sup> 3. 437 m<sup>2</sup> 4. 460 m<sup>2</sup>

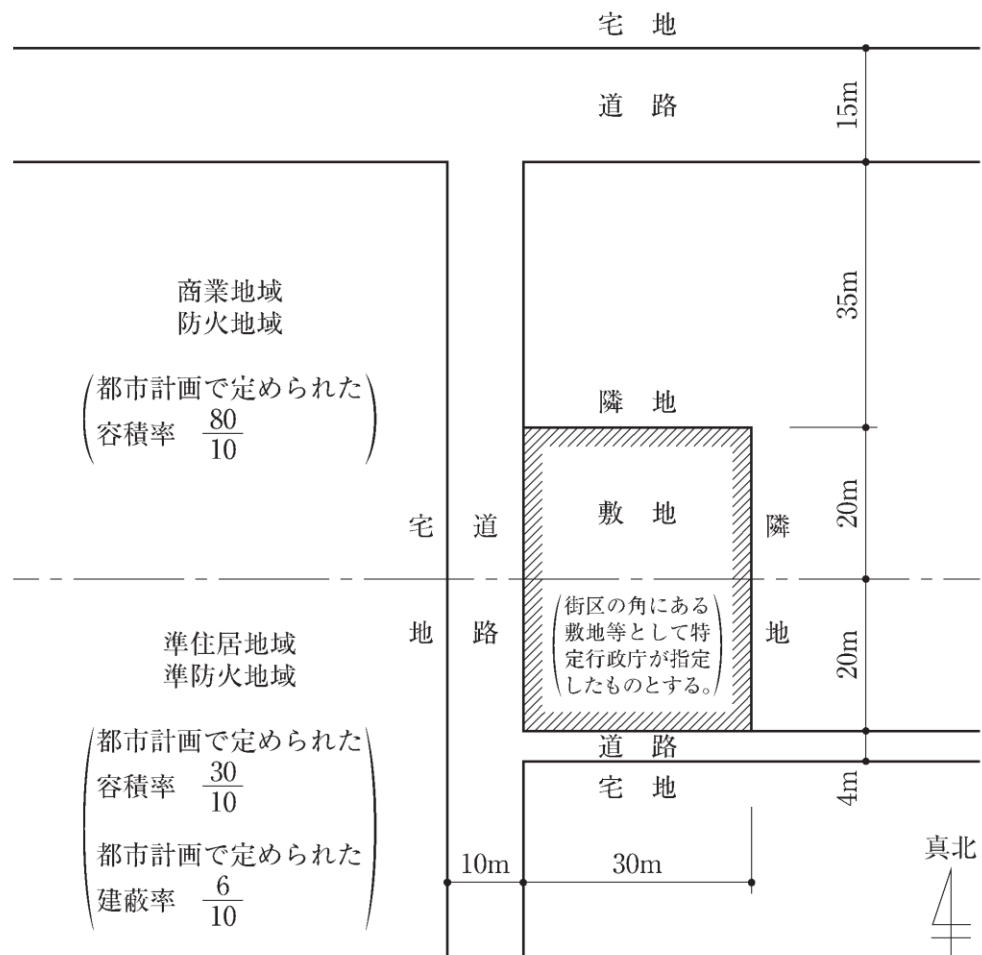


[No. 16] 図のような敷地において、建築基準法上、新築することができる建築物の容積率(同法第52条に規定する容積率)の最高限度は、次のうちどれか。ただし、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定、許可等は考慮しないものとする。 1. 37/10 2. 40/10 3. 41.5/10 4. 45/10





[No. 16]図のような敷地において、耐火建築物を新築する場合、建築基準法上、建築することができる建築物の建蔽率(同法第53条に規定する建蔽率)と容積率(同法第52条に規定する容積率)の最高限度の組み合わせとして、正しいのは、次のうちどれか。ただし、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定、許可等は考慮しないものとする。



	建蔽率の最高限度	容積率の最高限度
1.	$\frac{8.5}{10}$	$\frac{40}{10}$
2.	$\frac{8.5}{10}$	$\frac{48}{10}$
3.	$\frac{9}{10}$	$\frac{40}{10}$
4.	$\frac{9}{10}$	$\frac{48}{10}$

準住居地域  
準防火地域  
(都市計画で定められた)  
容積率  $\frac{30}{10}$   
都市計画で定められた  
建蔽率  $\frac{6}{10}$

[No. 16] 建築物の容積率及び建蔽率に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、敷地は、街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地で特定行政庁が指定するものではないものとする。

1. 幅員 15mの道路に接続する幅員 8mの道路を前面道路とする敷地が、幅員 15mの道路から当該敷地が接する前面道路の部分の直近の端までの延長が 35mの場合、容積率の算定に係る当該前面道路の幅員に加える数値は2mとする。
2. 高度利用地区内においては、学校、駅舎、卸売市場等で、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、高度利用地区に関する都市計画において定められた容積率に適合しないものとすることができる。
3. 都市計画において定められた建蔽率の限度が 6 /10の第一種住居地域内で、かつ、防火地域内にある耐火建築物については、建蔽率の限度の緩和の対象とならない。
4. 工業地域内にある建築物の敷地が防火地域及び準防火地域にわたる場合において、その敷地内の建築物の全部が耐火建築物であるときは、都市計画において定められた建蔽率の限度にかかわらず、建蔽率の限度の緩和の対象となる。